

第 25 中間検査

(1) 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認することが必要と認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

(2) 中間検査の項目

規程第 5 条第 1 項により実施する中間検査の項目は、おおむね次のとおりとする。

なお、下記項目に依らず特に必要と認められる事項に関しても中間検査を実施する。

		必要となる中間検査	根拠条文	例又は準用先条文
製造所	共通	配管の水圧試験及び外面の保護	令 9 I (21)	
	屋外貯蔵 タンク	底板の防食措置	令 9 I (20)イ	令 11 I (7 の 2)
		防油堤の施工状況	令 9 I (20)イ	
	地下貯蔵 タンク	タンク室の施工状況	令 9 I (20)ハ	令 13 I (14)
		ふたの施工状況	令 9 I (20)ハ	令 13 II (2)イ
		支柱の施工状況	令 9 I (20)ハ	令 13 II (2)ロ
	基礎及び固定の施工状況	令 9 I (20)ハ	令 13 II (2)ハ	
屋外 タンク 貯蔵所	共通	底板の防食措置	令 11 I (7 の 2)	
			令 11 II ~ IV	令 11 I (7 の 2)
		配管の水圧試験及び外面の保護	令 11 I (12)	令 9 I (21)
			令 11 II ~ IV	令 11 I (12)
		防油堤の施工状況	令 11 I (15)	
			令 11 II、IV 令 11 III	令 1 I (15)
	特定	基礎及び地盤の堅固さ	令 11 I (3 の 2)	
		溶接部の非破壊試験	令 11 I (4 の 2)	
	準特定	基礎及び地盤の堅固さ	令 11 I (3 の 3)	
	浮き蓋 付き特定	基礎及び地盤の堅固さ	令 11 II	令 11 I (3 の 2)
溶接部の非破壊試験		令 11 II	令 11 I (4 の 2)	

貯蔵所 屋内タンク	共通	配管の水圧試験及び外面の保護	令 12 I (11)	令 9 I (21)
			令 12 II、III	令 12 I (11)
地下タンク貯蔵所	共通	配管の水圧試験及び外面の保護	令 13 I (10)	令 9 I (21)
	タンク室 構造	タンク室の施工状況	令 13 II～IV	令 13 I (10)
		直接埋設	ふたの施工状況	令 13 I (14)
	支柱の施工状況		令 13 II (2)ロ	
	基礎及び地盤の堅固さ		令 13 II (2)ハ	
	漏れ防止 構造	ふたの施工状況	令 13 III	令 13 II (2)イ
		支柱の施工状況	令 13 III	令 13 II (2)ロ
		基礎及び地盤の堅固さ	令 13 III	令 13 II (2)ハ
	アルキル アルミニ ウム等	タンク室の施工状況	令 13 IV	令 13 I (14)
		ふたの施工状況	令 13 IV	令 13 II (2)イ
		支柱の施工状況	令 13 IV	令 13 II (2)ロ
		基礎及び固定の施工状況	令 13 IV	令 13 II (2)ハ
給油取扱所	共通	配管の水圧試験及び外面の保護	令 17 I (8)、 II、III (5)	令 13 I (10)
			令 17 III ((5)を除く ～V	令 17 I (8)
	タンク室 構造	タンク室の施工状況	令 17 I (8)、II、III (5)、IV、V	令 13 I (14)
			令 17 III ((5)を除く)	令 17 I (8)
	直接埋設	ふたの施工状況	令 17 I (8)、III (5)	令 13 II (2)イ
			令 17 II、III ((5)を 除く)から V	令 17 I (8)
		支柱の施工状況	令 17 I (8)、III (5)	令 13 II (2)ロ
			令 17 II、III ((5)を 除く)～V	令 17 I (8)
		基礎及び固定の施工状況	令 17 I (8)、III (5)	令 13 II (2)ハ
			令 17 II、III ((5)を 除く)～V	令 17 I (8)

	漏れ防止 構造	ふたの施工状況	令 17 I (8)	令 13 III
			令 17 II ~ V (IVメタル等を除く)	令 17 I (8)
		支柱の施工状況	令 17 I (8)	令 13 III
			令 17 II ~ V (IVメタル等を除く)	令 17 I (8)
		基礎及び固定の施工状況	令 17 I (8)	令 13 III
			令 17 II ~ V (IVメタル等を除く)	令 17 I (8)
一般取扱所	共通	配管の水圧試験及び外面の保護	令 19 I ~ IV	令 9 I (21)
	屋外貯蔵 タンク	底板の防食措置	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)イ
		防油堤の施工状況	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)イ
	地下貯蔵 タンク	タンク室の施工状況	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)ハ
			令 19 II (5)	令 13 I (14)
		ふたの施工状況	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)ハ
			令 19 II (5)	令 13 II (2)イ、III
		支柱の施工状況	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)ハ
			令 19 II (5)	令 13 II (2)ロ、III
		基礎及び固定の施工状況	令 19 I、II ((5)を除く)、III、IV	令 9 I (20)ハ
			令 19 II (5)	令 13 II (2)ハ、III

注 1 算用数字は条、ローマ数字は項、() 内は号を表している。